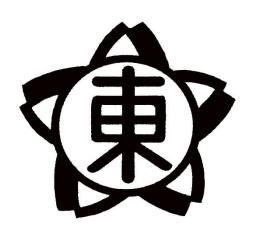
「学校の新しい生活様式」を基盤とした 新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

(2020.5.28 時点)



岩国市立東小学校

はじめに

本校では、岩国市教育委員会の指針により、令和2年5月7日より学校教育活動の再開をしておりますが、感染拡大のリスクがなくなったわけではなく、引き続き、継続した感染予防対策が必要であると考えています。

令和2年5月1日付の文部科学省からの通知文では、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難であり、このような事態が長期間続けば、子供の学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じることとなる。」とあり、さらに、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていくという考えが重要である。」とあります。

また、文部科学省が令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていくことを前提にした「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準が示されました。

その行動基準は、地域の感染レベルに応じてレベル1~レベル3が設定され、生活圏内における感染状況に応じた、具体的な教育活動の目安を定めたものです。

そこで、本校では最新の文部科学省からのガイドラインや指針、さらに、岩国市教育委員会が作成した感染症対応のガイドラインを踏まえて、本校独自のガイドラインを作成し、今後の感染症対策の方針を示すことにしました。

なお、このガイドラインは、5月28日時点における感染状況に踏まえて作成したものであり、今後の感染状況や科学的エビデンス等を反映して、適宜、見直すことを予定しています。

【地域の感染レベル】 ~ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」 より抜粋 ~

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域

「レベル2」・・・<u>生活圏内の状況が、</u>

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域
- ② 「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が 不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより、当面の間、 注意を要する地域

「レベル1」・・・<u>生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のう</u>ち、レベル2にあたらないもの

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策

(1) これからの感染症対策の方向性

国内での感染拡大に伴い、3月2日から政府の要請により全国一斉臨時休業が行われ、 その後、春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことにより、4月16日 には全都道府県が緊急事態措置の対象となりました。

その結果、岩国市においては2回目の臨時休業措置がとられ、その後、5月の大型連休明けの5月7日に学校再開し、5月14日には、山口県の緊急事態宣言も解除となり、現在に至っているところです。

これまでの間、新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされているものの、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況にあります。

このようなことからも、本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンが存在せず、国内外の感染状況を見据えると私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスク着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を徹底、継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り、低減しつつ、教育活動を継続し、児童の健やかな学びを保障していくことが必要です。

そこで、これからの学校教育活動の実施の可否やあり方については、このたび、文部科学省が示した「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を参考にして、児童や保護者及び教職員等の生活圏(通学・通勤圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲等)における本感染症の蔓延状況により、判断していきたいと考えています。

感染は、一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。この行動基準を参考にしつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を「新しい生活様式」への円滑な移行と児童や保護者及び教職員の行動変容の徹底を図っていくこととします。

<基本的な感染症対策のポイント>

- ① 感染源を絶つ・・・検温と健康観察
- ② 感染源経路を絶つ・・・手洗い、咳エチケット、消毒
- ③ 抵抗力を高める・・・十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事

<集団感染のリスクを減らすポイント>

- ①「密閉」の回避・・・換気の徹底
- ②「密集」の回避・・・身体的距離の確保(ソーシャルディスタンス)
- ③ 「密接」の回避・・・マスクの着用

(2) 学校生活における感染症対策(地域の感染レベル=1)

① 毎日の検温、健康観察

- *発熱等の風邪の症状がある場合には、登校を控えるよう要請します。児童も教職員も自宅で休養することを徹底します。
- *登校時、児童の検温結果及び健康状態を把握します。 各家庭で毎朝、検温した結果が記入されている連絡帳 を教室で確認します。検温が確認できなかった場合は、 別室で検温し、特に問題なければ、教室に戻します。



- *教職員は、毎朝、検温結果等を「朝の健康カード」に記入し、校長に提出します。結果は、校長と養護教諭が共有し、気になる教職員には声かけや必要に応じて検温を行うなどして経過観察を行います。
- *登校時に37.0℃以上の発熱等の風邪の症状が見られた場合には、保護者に連絡し、自宅で休養するようにします。また、教職員も同様に自宅での休養を指示します。

② 手洗い・消毒

- *「屋外での活動後」「食事前」「トイレを使用した後」などには、児童に流水と石けんで手を洗うように指導します。
- *掃除の後(水曜日は昼休みの後)や中休みの後には、 「手洗いの歌」を放送して手洗いを促します。
- *授業などで共用の教材、教具、機器などを使用する場合は、使用する前後で手洗いを行わせます。
- *アルコールを含んだ手指用の消毒液は、流水での手洗いができないときなど、必要に応じて使用させます。 (手荒れのある児童は、流水での手洗いをさせます。)
- *接触感染のしくみについて児童に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導します。
- *教室や特別教室などの消毒を、毎日、放課後、教職員で行います。児童が手を触れる主な箇所(ドアノブ、手すり、椅子、机など)を中心に行います。その際、消毒液は、次亜塩素酸ナトリウム希釈液等を使用します。





③ 咳エチケット・マスク着用

- *体育の授業を除く、すべての教育活動において、必ずマスクを着用させます。
- *気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すことがあります。その際は、換気や児童の間に十分な距離を保つなどの対応を行います。
- *マスクを忘れた場合には、登校時に保健室で控えのマスクを着用させ、下校時に回収します。また、回収したマスクは、洗濯・消毒を行い、保健室で管理保管します。
- *手指にウイルス等が付着しないよう、マスクの取扱い(外し方、置き方など)について指導します。

④ 教室環境·学校給食

- *教室は授業中も常に換気を行います。(エアコン使用時においても換気を行います。)
- *児童の間隔は1mを目安に教室内で最大限の間隔をとり、座席を配置します。
- *給食当番の児童は、毎日、「衛生点検表」に基づき、衛生チェックを受けます。その

際、発熱や下痢、手指のケガ等がある場合は活動させません。

- *食事の際は、飛沫が飛ばないよう会話を控えとともに 机を向かい合わせにしません。
- *食事中の咳やくしゃみによる飛沫を防ぐため、机上に ハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにしておきます。
- (3) 教科等における感染症対策(地域の感染レベル=1)

① 教科共通の留意点

- *活動は、密集を防ぐため、原則、学級単位以下で行います。
- *ペア学習やグループ学習など、児童同士での話し合いや活動をする場合は、グループの人数や座る位置を工夫し、通常よりも声量を抑え、短時間で行います。
- *「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」に位置づけられている活動等については、地域の感染レベルに応じて、実施について検討します。実施を見合わせる場合は、可能な限り、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの対応を行います。

② 特に配慮を要する教科についての留意点

<音楽科>

- *できるだけ、教室より広い音楽室を利用し、可能な限り、一人ひとりの間隔を空けます。
- *歌唱指導も含め、必ずマスクを着用することに加えて、できるだけ、人がいる方向に口が向かないようにして行います。
- *身体接触を伴う活動及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は、1学期は行いません。

<家庭科>

*調理実習は、作業や試食の際に感染リスクが高いことから、1学期は行いません。

<体育科>

- *水泳は、更衣室やプール内での密接や密集等の懸念や新校舎移設に伴うプール解体のため、今年度は中止します。
- *児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は、当面の間行いません。
- *可能な限り、体育の授業は屋外で行い、屋内の場合は、 換気を十分に行います。
- *体育の授業開始前にマスクを外し、終了後にマスクを 着用するよう指導します。
- *集合・整列したりする場合は、少なくとも体操隊形の距離をとります。
- *運動は、個人や少人数で行い、密集せず一定の距離を保って行うよう工夫します。
- *グループやチームを編成する場合には、それぞれ10人以下となるように工夫します。
- *感染防止及び衛生管理の観点から、ビブスは使用しません。





- 2 学校で感染者が発生した場合の対応について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対応にかかる校内体制(資料1)
 - (2) 校内で感染者が発生した場合の対応(資料2)
 - (3) 校内で感染者が発生した場合の対応マニュアル(資料3・資料4)
 - *別紙1 新型コロナウイルス感染に係る情報処理
 - *別紙2 感染者との接触者リスト